

令和 6 年 網走市議会
重 油 漏 れ 事 故 対 策 検 討 特 別 委 員 会 会 議 録
令和 6 年 5 月 24 日（金曜日）

○日時 令和 6 年 5 月 24 日 午前 10 時 00 分開会

○場所 議場

○議件

1. 油流出事故の対応状況について

○出席委員（9 名）

委 員 長	井 戸 達 也
副 委 員 長	永 本 浩 子
委 員	小 田 部 照
	里 見 哲 也
	深 津 晴 江
	古 田 純 也
	古 都 宣 裕
	村 椿 敏 章
	山 田 庫 司 郎

○欠席委員（0 名）

○議 長 平 賀 貴 幸

○傍聴議員（0 名）

○説明者

副 市 長	後 藤 利 博
市民環境部長	田 邊 雄 三
農林水産部長	佐 藤 岳 郎
生活環境課長	寺 口 貴 広
生活環境課参事	八百坂 則 勝
水産漁港課長	渡 部 貴 聡

○事務局職員

事 務 局 長	岩 尾 弘 敏
事 務 局 次 長	石 井 公 晶
総務議事係長	和 田 亮
総 務 議 事 係	早 渕 由 樹

午前 10 時 00 分開会

○井戸達也委員長 おはようございます。

ただいまから、重油漏れ事故対策検討特別委員会を開会いたします。

本日の委員会ですが、油流出事故の対応状況につ

いて協議をいたします。

それでは、油流出事故の対応状況について説明を求めます。

○渡部貴聡水産漁港課長 それでは、資料 1 号、1 ページを御覧ください。

油流出事故の対応状況について御説明いたします。

（1）発生の場所でございますけれども、網走市字呼人 23 番地の 3、ブリーズベイホテル株式会社観光ホテルでございます。

（2）事故の状況ですが、給油施設が燃料給油施設が破損し、推定 8,000 リットルの重油が流出して事業者の敷地内に浸透しております。

（3）事故後の経過でございますが、令和 5 年 8 月 10 日に開催されました重油漏れ事故対策検討特別委員会にて令和 5 年 7 月 27 日に開催されております、及び第 5 回呼人地区油流出事故に関わる連絡会議および呼人地区重油漏れに関する対策協議会の説明結果まで御説明しておりますので、本日ににつきましては、それ以降について御説明差し上げたいと思います。

まず、令和 5 年 9 月 28 日でございますが、バイオ工法の実施に係る北海道からの説明となっております。補足でございますが、第 5 回の重油流出事故に関わる連絡会議では、ホテルがバイオ工法を実施するということで終了してございますが、バイオ工法の実施について対策協議会としては反対の意向を示していた状況でございます。9 月 28 日の北海道からの説明につきましては、出席者は記載のとおりでございます。

北海道でホテルに確認したところ、8 月 21 日からバイオ工法が実施されていたことが判明しました。対策協議会としましては、バイオ工法は不明な点が多いため中止してもらいたい。また、バイオ工法については連絡会議で専門家によりきちんと確認すべきであるというお話をしております。

またですね、バイオ工法について専門家の話を聞く勉強会的な場の設定というものを要請してございます。以降ですね、日にちが空きます。

続きまして、令和 6 年 5 月 10 日なんですが、この間、北海道のほうでホテルに対してバイオ工法に関する聞き取り、それから第 6 回連絡会議実施に関

わる各種調整等を実施していた状況でございます。

令和6年5月10日ですけれども、第5回呼人地区油流出事故に関わる連絡会議が開催されております。出席者につきましては記載のとおりでございますが、第5回に、失礼いたしました、これ第6回でございますね、失礼しました。第6回につきましては、ブリーズベイホテル株式会社の社長が出席してございます。

また、専門家としまして、地域独立行政法人道総研エネルギー・環境・地質研究所、北海道地質調査協会、一般社団法人全国さく井協会北海道支部の3名の専門家の方が出席してございます。

内容につきましては、一部、第5回の連絡会議の報告と重複事項もございますが、以下のとおり説明を差し上げます。まず、漏えい箇所を表層3メートルから5メートルは火山灰でその下は油が浸透しにくい難透水性の風化凝灰岩が約13メートル分布するため、漏えいたした油は鉛直方向5メートル以前に留まっていると推定される。

次、資料2ページに移ります。地下水ですけれども、汚染推定箇所5メートルからさらに15メートル下となります。深度20メートル付近に位置しており、融水・降雨の影響をほとんど受けない水利的に分断された環境にあることが確認されております。

これまでの調査から、汚染範囲は水平方向に西側4メートル、北西から南東方向に6メートルの楕円形の範囲、鉛直方向につきましては3から3.5メートルに濃度のピークを持つ状況でございます。難透水層の存在により最大震度は5メートル程度までと推定されてございます。

汚染モニタリングとしましては、通常時は周辺水域2か所、井戸及び地下水6か所、大雨時は土壌ガス調査孔8か所を追加してモニタリングを実施しておりますが、現段階で油は確認されていない状況でございます。

資料なんですけれども、資料7ページを御覧ください。図4でございます。こちらが汚染モニタリングの位置図になってございます。先ほどお話ししましたように周辺水域の滲みだし水、白羽川2か所、井戸及び地下水6か所の計8か所でモニタリングを行ってまして、冬季間7日後という融雪期及び通常実質3日ごとにここで観測が行われてございます。

また、大雨時につきましては、資料1ページに戻っていただきまして6ページになりますけれども、ガス検知調査を行った観測孔のうち、この黄色の

箇所の8か所ですね、こちらのほうで雨が降った時にはモニタリングをしております。大雨時、基本的には日降水量70ミリ以上となっておりますが、70ミリ以下でもですね、適宜実施しているというふうに報告を受けてございます。

現状では、先ほどお話ししましたように、いずれの地点でも油は確認されてございません。

資料2ページに戻ります。昨年5月に実施しました土壌ガス調査で確認されました油分濃度から土壌中の油量を推計した結果、最大値換算で1,448リットル、平均値換算で748リットルと算出されました。

8月21日から10月17日に高濃度油分が確認されております。調査孔のうち4か所でバイオ資材、これバクリンHCというものと洗浄剤、油取りクリーナーを用いまして洗浄作業、こちらがバイオ工法という工法でございますが、を実施してございます。工期1か月をワンクールとしましてツールを実施したということになりました。

バイオ工法実施の前、中、終了時にガス検地調査を実施しておりまして、土中のガス濃度の低下を確認しておりますが、ガス濃度が注意濃度の箇所があるため、本年度もバイオ工法による洗浄を引き続き実施することとなっております。

資料5ページ、図2を御覧ください。

こちらがバイオ工法、実施箇所と結果となっております。赤い帯で書かれておりますG7、G中1、G1、G22の箇所で薬剤が今回散布されてございます。その後、バイオ工法の実施前と中と後で調査をしておりますが、そのモニタリングにつきましては、薬剤散布箇所プラスG5、G2を追加した箇所で実施しておりまして、結果は以下のとおりでございます。

今回の実施につきまして補足させていただきますと、G22につきましては、施工前8月21日、 $50\text{mg}/\text{m}^3$ だった濃度が、1クール終了後、 $10\text{mg}/\text{m}^3$ に上昇してございますが、これは専門家からの指摘もありまして、補足もあつたんですけれども、 $50\text{mg}/\text{m}^3$ と $100\text{mg}/\text{m}^3$ というのは非常に微々たる差でございます。観測時のばらつきであるというふうに説明を受けてございます。

一方で、G7につきましては、施工前8,000超で、ワンクール終了後も8,000で、2クール終了後も4,000と、あまり効果がないように見られてございます。こちらにつきましては、実施箇所ですね、地盤等の影響ということでございまして、この図で

いきますと、G 9、G 10、13、14、15 と、上のほうがですね、地盤が高くなっているということでございましたので、どうしてもですね、G 7で薬剤を散布したものがG 6、G 5側に長く留まらないで流れる傾向があるだろうということで、今年度ですね、実施する際には、G 9、G 10 というようなG 7よりも高いほうから薬剤を散布するほうがいいということで専門家からお話が出てございました。

資料2ページに戻ります。またですね、今回、有事の対応としまして、白羽川への重油漏えい対策等について説明がございまして、まずですね、白羽川への重油漏洩防止対策につきましては、観測孔No14（9）で油の兆候が見られた場合、観測孔No14（9）から油のくみ上げ措置を実施するとともに所有地内のふ化場側への拡散防止工法、これはトレンチの掘削または防壁や油吸着マットの設置を実施するということです。網走湖への重油漏えい防止対策としましては、No15の井戸およびホテルの井戸で油の兆候が確認された場合、それらの箇所ですね、油の組み上げを実施するとともに、所有地内で拡散防止工、トレンチ、防護壁、油吸着マット等の設置を実施するということです。こちらにつきましては令和4年12月22日の第2回連絡会議で提示されたものと内容は同じになってございます。

有事の対策につきましては、資料8ページ、図5のほうに、今御説明差し上げたものを図で表記させていただいてございます。トレンチというものは、地下水よりも深い箇所に溝を掘りまして、そこで吸着、組み上げ等の対策をするということで説明を受けてございます。

資料2ページ、戻りまして、1番下の丸ぼつですけども、バイオ工法の浄化完了目標につきましては、土壌ガス調査で設定しました低濃度の上限値となります $100\text{mg}/\text{m}^3$ が妥当であるということでホテル側から説明を受けてございます。

資料3ページに移ります。今、御説明しました内容につきまして、連絡会議の中での専門家の意見でございまして、まず、地下水、地質モニタリング結果、漏えい量の算定については妥当であり、バイオ工法についても、実施前後で土中のガス濃度が低下しているため効果は出ていると認識していると浄化完了目標 $100\text{mg}/\text{m}^3$ についても妥当な数値であるということでございました。

連絡会議につきましては、当市も委員となっておりますので、当市から今回は意見を申し上げてござ

います。

今回の結果につきましては、この後開催される対策協議会への説明において地元関係者の理解を得てもらいたいということ、それから、今回提示されましたモニタリング体制、有事の対応などにつきましては、最終的に覚書等の書面締結が必要であるという発言をしております。

これにつきまして、書面締結についてホテルの回答なんですけれども、現状ではそこまでは考えていないので検討したいという回答でございました。

ちなみに北海道につきましては市と同意見であり、今後、道がホテルに対して、書面締結に向けた調整、働きかけを行う運びとなっております。

続きまして、同日開催されました先ほど御説明した対策協議連絡会議の結果の対策協議会の説明結果でございます。出席者は記載のとおりでございます。

対策協議会からの意見としましては、まず、バイオ工法の効果はともかく、現段階ではそのメカニズムや分解菌の詳細、薬剤の毒性などバイオ工法の詳細が不明であると。北海道で専門家によるバイオ工法の勉強会を開催していただきたいということです。

それから、当初の漏えい量よりも今回推定された油の量に乖離があるので、引き続き擁壁や基礎部分をもう少し詳しく調べてもらいたいということでございました。

漏えいした全ての油が確認できない場合も含めて、今後のモニタリングや有事の対応についてホテルと覚書などの書面による締結が必要であると。

それからホテルに対して、地元に対して説明を行うよう北海道からも働きかけをしてもらいたいということで意見が出されてございます。現状ではこのような対応となっております。

私の説明は以上です。

○井戸達也委員長 ただいまの説明に対して質疑等ございますでしょうか。

○山田庫司郎委員 何点か確認も含めて討論させていただきたいと思いますが、今、渡部課長から経過について随時説明いただきました。

それで、まず1点目はバイオ工法、これ8月から2クールと言いますか、2回実施されたという報告を受けた中で成果があったとの1つの評価も、専門家も含めてされてるということです。

ただ、協議会としては、このバイオ工法について使うその材料がどうなんだという不明な点と不安な点、多々あるということで、きちんとしたやっぱり

説明を求めているという経過があるので、これホテル側はやっぱりもう一度バイオ工法を実施するという方向で考えているんだろうというふうにちょっと思いますので、その辺のその協議会との乖離の整理ですね、その辺、今後の大きな課題になるのかなというふうにちょっと思いますし、その辺のこれからの対応について、1点もし見解があればというふうに思います。

それと、覚書はきちんと、やっぱりこれは文章で約束事はきちんとしておくべきだというふうに私も思いますので、ホテル側がそこまで今は考えていなかったの、検討するという事で持ち帰っているようですから、道が同じ意見でいるということで、ここに説明もされていますので、ぜひ一歩前へ進んで、何かやるというときにはきちんとした、やっぱり覚書的なものをですね、交わすように私からも強く要望させていただきたいというふうに思います。

それと、有事の対応がいろいろとここに書かれています。掘ってある孔にもし、油が出た場合については、そこから油を抽出するという事も1つありますし、トレンチ掘削ということで、課長の説明では、その水脈と言いますか、水位より低い掘削をして油を引くという工法のようなので、そのトレンチ工法を含めて、それと、表に流れた場合のことの対応も含めてここに書かれていますけれども、非常に令和4年の3月ですか、これ発生したのが約2年ちょっと過ぎました。それで、このガスの調査で多くて1,800リットルぐらいというような想定が数字が出ていますけれども、当初は8,000リットルという話もありましたけれども、やっぱり漁業者も含めて一番肝腎な心配はですね、まだ灯油がやっぱりあるんだと。これが全くなくなったということが確認されれば、これ一番安心なんです、ただ外にまだ出てきていないだけで、量はそのバイオ工法の成果があれば減ってきているのかもしれませんが、まだやっぱり土の中には、この灯油がですね、まだあるということです、協議会の方たちもやっぱりここを一番私はネックにしているんだろうと、こんなふうに思います。

バイオ工法がこれ成果があって、内容的にも協議会の方たちも含めて理解をしたならば、このバイオ工法を引き続きやる中で最終的にその重油ですか、灯油じゃない、ごめんなさい。重油がやっぱり最後は消滅をするということも可能性であるのかどうかも含めてですね。もし、専門家に含めてこの点も聞

ければ、非常に将来期待も含めてしたいとは思いますが、やはりまだバイオ工法は、協議会の方たちはきちんとした説明を聞かせてくれということになっていますね、これ、何点か聞かせていただきましたんで、もし答えられるものがあればお答えいただければと、こんなふうに思います。

○渡部貴聡水産漁港課長 まず、バイオ工法についての見解でございます。先ほど御質問がありましたですね、連絡会議、地元でのバイオ工法に対する認識、まだどういうものかわからないというものが大きいです。

今回も、まず連絡会議の中の第一の目標としてはバイオ工法について詳細を知りたいということでございまして、これにつきましては北海道に働きかけをしてございます。現在ですね、道のほうでは6月中にこの勉強会を開催するという方向で調整をしているというふうに伺ってございます。

まず、バイオ工法が安全なものなのか、どういうメカニズムで本当にきちんとそれが分解されるものかどうかというものを理解したいというのが、まず今の課題となっております。

次に、2番目の覚書につきまして、これはですね、最終的にはホテル、市、道の3者で結ぶべきであるだろうというふうに今考えてございますが、いかんせん地元がバイオ工法の効果があった上での覚書だという認識でございますので、まずは勉強会を行った後に内容について検討すべきであるという意見が出されてございます。

最後に、有事の対応も含めて、残った重油の見解についてです。こちらの補足も含めて御説明差し上げたいんですが、連絡会議の中でもこちらの議論はございました。要はですね、専門家からのお話、説明内容をお話させていただきますと、まず8,000リットル漏れた段階で、これは帳簿上は確認はされておりますけれども、実際8,000リットル漏れたことは目で見ていないので、そこにまず誤差がある可能性があるという1点。それから、ガス検知調査を実施しております。これ、かなり精度が高いんですが、100パーセントではございません。なので、ガス検知調査の中でも若干の誤差はある可能性があるということでございます。さらにガス検知の濃度について、50mg/g³が検出限界以下ですが、それ以下については検出できない状況ですが、どんどん薄くなり拡散するので、当然土の中で横にですね、拡散はしておりますので検出できな

い部分もないわけではないです。

それはもう検出限界以下で空気中に蒸散してしまっているものもあると思います。それらを全て勘案した中で一般的な漏えいを考えたりしたときに8,000 リットル漏れて、今回最大値で1,400、桁がですね、同じ1,000の桁であるのであればそんなに悪い数字じゃない、妥当であるという説明を受けてございます。ただし、当然、8,000 リットル漏れて1,400 リットル、最大で、もうそれしかないということは残りがどうなったんだという議論に当然になります。

しかるにですね、覚書等のそういうようなきちんとした担保を設けて、地元の安心ということですね、例えばモニタリングを継続して、何かあればすぐ対応するというのをやはり担保したいということで、当市のほうからもお覚書等によるという提案をさせていただきます。

一方でですね、今までの結果の中から今回漏れた箇所というものは、当初、御説明差し上げましたように5メートル以下は難透水層で、非常に水等を通しにくい層となっております。これは専門家からも同様の意見を受けております。さらに、その下にある地下水についても、融水や降雨とはほとんど縁が切られているような状況でございまして、さらに網走湖等のですね、潮位、水位等、検討した結果も繋がってはいない状況です。

それとプラスですね、今回、地下水調査をやるときに3点ボーリングというのをやって、地下水の勾配も調べておりますが、勾配も非常に緩くて実際に流れを調べたときに、例えば、かなりゆっくり本当にもう数十年、数百年単位のレベルでしか動いてないというような見解も出てございます。そういうようなことを勘案しますと、地下水でモニタリングをしていて、それがいきなり湖に出る可能性は非常に低いだろうということが専門家の中でも言われてございます。

さらに、地下水で確認された場合には、今はですね、そのちょっと法的には何も抵触してございませんが、地下水に入った段階で水質汚濁防止法で、河川に流出した段階では河川法等でですね、当然、排出者に対して除去する責任というものが出てきますが、当然そういうような法的な網もかかっているんですけども、地元のやはり懸念、それから一旦出てしまった水域というものの、汚染されたものの影響というものは非常に特に漁業関係者はですね、懸

念が大きいために、そこについては覚書き等できちんとですね、最終的にカバーをしたいということが今の方針となっております。

○山田庫司郎委員 詳しい御説明ありがとうございます。

まず、やっぱりバイオ工法の関係はどうもそういう形で動いてくれたということで、6月中に勉強会が予定をきつとされるんだというふうに期待も含めて持ちたいと思いますので、このバイオ工法についてですね、不安要素がやっぱり解けてくれるようにですね、私からも期待をしたいというふうに思います。

それと覚書のことはですね、今課長から言われたように、きちんとやっぱり方向が定まった段階でホテル側もそこは考えてくるのかなというふうに私も思いたいんですが、1歩前に進むときにはぜひ、これは大切なことですから、認識もあるようですから、ぜひお願いしたい。

それと、有事の関係ですね。どういう状況によるかによって法律また変わりますから、対策はまた変わってくるのも一つあるんですが、課長の答弁の中にあったように、その推測というのかな、その地下水の流れがゆっくりだというような、勾配がないからと説明がありました。これは、有事のときにすぐバーッと出るということにはならないにしても、もしどこかにあった油がですね、この地下水を通して下のほうに出てくる時間がまたすごくかかるのかどうか。だから、対策はこれ相当、長期間まではなるかどうかですが、これからまたちょっと長い目で観察をしていかなければならない状況が一つ背景にあるのかなというふうに思いますので、これはホテル側も道も認識をしているというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと。

それと、市としてもやれることは一つあるという議論もずっとこの委員会でもしてきましたけれども、やっぱり北海道がきちんとしてくれてですね、対策、それから今後の対応含めて動いていただくようにしていただきたいと思いますし、最終的にどっかで油がやっぱりもう出ないということの確認ができるのが一番いいのですが、どこかの時点でもうこれ以上は対策、対応はいいという結論がね、どの段階でまた導かれるような状況もあり得るのかもしれないので、そこは連絡会議なり、市もですね、道とやっぱり連携を密にして、どの時点でやめるということは、なくなった時点でやめるというのが原則だとは

思いますけれども、その辺含めてですね、よろしく
お願いしたいなというふうに思います。

もし見解があればお答えいただければと思います。
以上です。

○渡部貴聴水産漁港課長 今議員御指摘のようにで
すね、モニタリング期間等、そういうような課題も
ございますが、引き続き道とですね、それから地元
と各種調整をしながら収束に向けて努力してまいり
たいと思います。

○井戸達也委員長 他に質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 私からもちょっと確認させてもら
いたいのは、この間、雪解けが2回ほどあったかと
思うんですが、この雪解け時の井戸の状況というん
ですかね、その辺については、例えば水位がね、上
がっている状況が見受けられたとか、そういう報告
とかというのはないのかどうか。

また、大雨時の状況ですね、そういうことについ
ても、この3点ボーリングしているところの水位だ
けじゃなくて、このガス検知をしているところの水位
とかが見受けられるのかどうかとか、そういうところ
がちょっと私は心配になったんですが。というの
も、凝灰岩というのが5メートルから下 13 メートル
ぐらい続いているよというところですから、雨が
降ったり雪解けの水というのは、一旦この凝灰岩の
ところで止まっちゃうと思うんですよね。それ以上
浸透しないと。だったら、その凝灰岩の上のところ
の火山灰のところをって雨水と一緒に油が流れて
きているという可能性だってないわけじゃないのか
なと思ったんです。なので、その辺の水位の変化と
かということについてはなかったのかどうかという
のは確認したいなと思いましたが、どうですか。

○渡部貴聴水産漁港課長 井戸水の水位については
特に報告を受けてございません。

まずですね、まず初めに地下水なんですけれども、
先ほどお話したように、ほかとは縁が切れていると
いう状況です。

さらに、地下水と井戸水についても、イオン濃度、
イオンのその構成とかをですね、水質を分析した結
果、繋がっている水ではないという結果が出ていま
すので、そこは全く別の水になっています。

最後に委員の御指摘のありました凝灰岩があるの
で、その5メートルよりも浅い箇所での水の関係な
んですけれども、そちらについては、一応ですね、
今回の資料の図4にしみだし水ってあるんですけれ
ども、そこは地下水まで行かない、ふ化場のところ

の横の崖のところから水がしみ出ている箇所がある
そうなんですけれども、そこをモニタリングはして
おります。一応ですね、そのすべてのモニタリング
地点というものは、冬期7日間で融雪期3日ごとで
工事調査をしておりますけれども、現状では、ど
の地点においても油も油臭も確認はされてございま
せんという状況になっております。

○村椿敏章委員 はい、わかりました。

○井戸達也委員 他に質疑ございませんか。

○古田純也委員 連絡協議会の出席で社長が参加さ
れたというのは、僕はちょっと初めてだったように
確認したんですけども、その辺どうでしたっけ。

○渡部貴聴水産漁港課長 社長の出席は初めてでは
ないんですけども、ちょっと私も今、調べないと
わからないんですが、ウェブ参加ということもござ
いしましたが、基本的に北海道はですね、会議を開催
する際には社長に現地で出席してもらうように毎回
要請はしております。

○古田純也委員 やはり社長自らこの地元の私たち
に対しても、いろんな現状の報告をですね、北海道
でも呼びかけているということなので、ぜひその実
現に向けて働きかけていただきたいと思います。

以上です。

○渡部貴聴水産漁港課長 すいません、補足です。

地元に対しての説明というものの自体は、北海道は
実はホテルには働きかけておりません。

これは一番強く今言っているのは漁業関係者連絡
協議会です、と言いますのは、漁業関係者皆さん御
承知のように新聞等で何回かポジションペーパー、
自分たちの考えを出しております。いろいろとです
ね、やはり、この困った事象というものを市議会の
皆さんもそうですけれども、地元に対して出してい
る中で、特に今回、連絡会議の構成員の皆様は、や
はりホテルが地元に来て説明したのは1回しかない
という状況でございます。さらに、これだけ地元を
騒がした事象について、やはり本来的にはきちんと
来て説明するべきではないかという意見が出されて
ございます。

ただし、それについてホテルが答えるかどうかは、
今の段階では全くわかりません。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○古都宣裕委員 種々御説明ありがとうございます。

ただですね、ちょっと疑問だったのが、まず前回、
こうした協議会、委員会の中で御説明いただいたの
が、昨年の8月10日で資料見ると、9月28日に説

明を受けて、その後私たち委員会に説明する機会がなかったのかなというのは1つ疑問に思うんですけども。それとですね、その9月28日に専門家に話を聞く場の設定を要請とあるんですけども、これは道に対して行っているんですかね。それともホテルに対して行っていたんですか。

○渡部貴聴水産漁港課長 まず9月28日から間が空いた状況でございますが、こちらについては特別委員会を開かなかった理由は、説明する事象が全くなかったということでございます。

この理由といいますのは、一時期このバイオ工法の実施に当たりまして、ホテルと北海道の関係も、一時期ですね、なかなか連絡が取れないような状況になりまして、バイオ工法のその反対についての申し入れとホテルが実施することについて調整、調整というか、単純に言うとは反対していたのにやったというような状況です。

ただ、これについては法的には何の規制もないですし、北海道としても、実際に自分たちが漏れた重油に対して汚染場をなくすためのですね、改善策をしていることについてやはり、止められないというような状況がございました。そういうことから、北海道とホテルの間で調整が難航したために、この間動きがなかったために報告事項、特別委員会が開かれなかったという状況でございました。

それから、専門家に対する勉強会の開催については、これは北海道に対して要請をしてございます。今、お話ありましたように9月28日の段階で一応要請をしておりますが、今回までまだ開催されていないので、5月10日のですね、連絡会議への開催の際には、対策協議会からかなり強めに北海道に対してそれは言われておりますし、私どももそれについては強く北海道に今要請をしてございます。そのようなこともあって、6月中に今開催する方向で調整しているということで連絡を受けてございます。

○古都宣裕委員 9月28日の説明があったときに私たち、バイオ工法を検討しているようだということで話が止まった中で、もうその2日後には行われていた、2日後じゃないですね、21日にはもう行われていたということが確認された時点で、私たちにも現状の説明としてあってもよかったんじゃないかなとは思うんですけども。

あと、9月28日に同時に要請をしていて、約9か月間も道は説明会に動いてもらえなかったというのは、ちょっとこれは押しが足りなかったのかなと。

今回、2度目で押したら、翌月には今検討していますって言ったら、やればできたことなのに、9か月もぶん投げられちゃったのかなというのは、ちょっと道に対して疑問が残るところなんですけれども。

あとですね、御説明の中にですね、非常に流動的ではなく、流れが遅いという話があったんですけども、これは仮に流出されたとしてもですね、今の湖の容量とかを考えると、希釈濃度的にはあまりその影響がないような量ずつぐらいしか出ないよというようなことなんでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 希釈濃度的にはというお話なんですけれども、ちょっと私、今ですね、手元にはないんですけども、前にですね、網走湖の水の量に対する油の量が仮8,000リットル出た場合の濃度換算をしたんですけども、非常に低い値です。

ただし、それが局所的に出ます。しかも、出方もわからないです。影響もわからないですし、生物的な直接的な影響もあるかもしれませんし、風評被害もあります。そのような意味で、やはりインパクトは大きい、懸念は大きいというのが漁業関係者は地元の意向でございます。

○古都宣裕委員 お話はわかりました。

8,000リットル、いきなり湖に流した場合と一滴流した場合とかでは、やっぱり影響とかも全然違うとは思うんですけども、流れないにこしたことはないとは思います。

ただですね、あと最近聞こえてきているのは、なんかホテル売っちゃうんじゃないかというような話も最近ちらっと耳に入ったりはするんです。そうした場合、以前、質疑の中でも話したことがあったと思うんですけども、今、覚書が締結された後であれば、その責任所在というのはわかるんですけども、仮にですね、今やっているさなか、覚書の前に売却された場合、責任所在というのは次のほうに移るのか、それとも何かその後出た場合ですけども、次のほうに移るのか、今この問題が起きたときに所持したほうに残るのかというのはどういう形になるんですかね。

○渡部貴聴水産漁港課長 売却に関わります今回の事象の継承の関係でございますけれども、こちら弁護士の方に確認しておりまして、当然継承されますが、それは重油が漏れいしている箇所です。この責任も合わせた売却ということになるというふうにお聞きしております。

従いまして、それを隠したまま売れば、それは瑕

疵を隠していたということになりますので、そこはそこで売り主、買い主との間の関係にもなるでしょうし、というような状況でございますので、仮に売却されたとしても、その責任については新しい買い主のほうに移って継承されていくというふうに認識しております。

○井戸達也委員長 他に質疑ございませんか。

○永本浩子委員 やっと去年から要望していたバイオ工法の説明が6月中には開催されるということで、かなり時間はかかりましたけれども、その説明のときにはしっかりとまた、受けていきたいと思っております。ぜひ、その説明のときには、今回8,000リットル漏れたというところから、本当に8,000あったのかなかったのか、一体どこにあるんだということで、ずっとそこに翻弄されてきて、今、最大で1,400、最少だと780ぐらいというところで、素人考えていうと、その1,400でも8,000というところに、専門家からするとおかしくはないというお答えではありましたけれども、多分、漁業者の皆さんや一般の市民の私たちも含めて、いや本当にそうなんだろうかという疑問はどうしても残る点があるかと思えます。そういったところもきちんと専門家の方から説明もしていただきたいと思えますし、また、このバイオ工法、今回やった地点でG1、G5が施工前で4,000、G21、G7が8,000超ということで、かなり濃度の濃いところのスポットはわかってきたんだと思いますけれども、スポットではなく面でこの洗浄されていかなければ、漁業者も安心はできないのではないかなと思いますので、果たしてこのバイオ工法の注入箇所が今やっているところプラス、ちょっと高いところのG7とG10ですか、そこもプラスするだけで安心できる施工箇所と言えるのかどうか。そういったところも市のほうに今聞いてもお答えできることではないと思いますので、その説明会のときに専門家のほうにはそういったところもきちんとわかるように説明していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 まずですね、漏えいの、その漏えい量と今回算出された量の乖離につきましては、今回予定しておりますバイオ工法の説明はあくまでもバイオ工法の説明なので、その件についてはちょっとその場では議論とはならないとは思いますが、ただ、今御指摘ありましたように、1,400と8,000の乖離というものは、一般的な認識でいくと当然そういうようなことだとなかなか御理解いただ

けない案件だと思います。それは多分皆さん同じでしょうし、聞いている私たちもそうです。

しかしながら、現状ですと、北海道のほうで選定した道総研というきちんとした研究機関の専門家の御意見を頂きますと、調査結果から算出されたものについては妥当であるということで、もう1点です、ちょっと補足させていただきますと、通常、今回行われましたこのガス調査の件数、かなりの件数がありますけれども、これは通常ガソリンスタンド等で油が漏れたときよりもかなり細かい調査をしているということも説明を受けてございます。そのようなことから、これ以外ですと、どこかに油が漏れているという可能性は非常に低いという話を受けております。

ただしですね、連絡会議のほうでも、すいません、対策協議会の方からも意見があったんですけれども、ここ建物が複雑なので可能な限りですね、例えば基礎等もうちょっと調査ができないのかというお話はしておりますので、それについては、今後ですね、検討が進められると思ってございます。

面での検証ということは、当然バイオ工法の説明会の中でもそういう議論が出てくると思いますが、今回のですね、資料5ページの図2を御覧いただきたいんですけども、薬剤を注入した箇所4か所に対してガス検知が6か所となっております。

例えばG5とかですね。それから、G2という箇所については、これは薬剤を入れた孔ではない孔で検知をしております。これですね、例えばG2をやった理由としては、この薬剤が、薬剤、失礼しました、重油がもともと検出されてないところに薬剤によって重油が拡散しないかどうかという確認だとこれ思われます。

それから、G5については、4,000という濃度のものが実際にその近くの孔で薬剤を入れたときにどのぐらい除去されるのかというようなことをやっております。当然こういうこともやっているんですけども、委員御指摘のように実際に漏れた範囲って、もうちょっと漏れたというか、油が検知されている範囲、もうちょっと広いものですから、そこについてはですね、引き続き北海道を通して、きちんとですね、バイオ工法の効果等について、効果があるやり方をしてもらおうというようなお話をしていきたいと思えます。

○井戸達也委員長 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、この件については終了させていただきます。

この委員会につきましては、また進展がございましたら、随時、皆様にお知らせをして、委員会を開いて協議したいと、このように考えておりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上をもちまして重油漏れ対策検討特別委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午前10時46分閉会
